

令和 7 年 6 月 茅ヶ崎市総合評価方式試行ガイドラインの改正について

1 主な改正の内容

(1) 「公共機関等」の定義

ガイドライン中に記載されている「公共機関等」の定義を明確にするため、次の記載を追加したものです。

【定義内容】

「公共機関等」について

一般財団法人日本建設情報総合センターが提供するコリンズ登録対象工事の発注者となり得る機関又は法人とします。

(2) 共同企業体の取扱いについて

これまで、総合評価方式の評価対象とする実績等については、共同企業体の実績を対象外としていましたが、他地方公共団体の取扱い等を踏まえ、次のとおりとしたものです。

【共同企業体の取扱い】

過去の共同企業体での実績等の取扱いは基本的に次のとおりとし、案件ごとに入札公告に定めるものとします。

(ア) 特定建設工事共同企業体での実績

- ・共同施工方式（甲型共同企業体）では、代表者又は構成員にかかわらず対象とし、分担施工方式（乙型共同企業体）では、同種工事を担当していた者に限り対象とします。
- ・ただし、共同企業体での出資比率は次の表に示す率以上であることとします。

構成員の数（代表者含む）	出資比率
2 者	3 0 %以上
3 者	2 0 %以上

(イ) 経常建設共同企業体での実績

- ・対象外とします。

2 適用年月日

令和 7 年 6 月 1 日以降の公告分から適用